

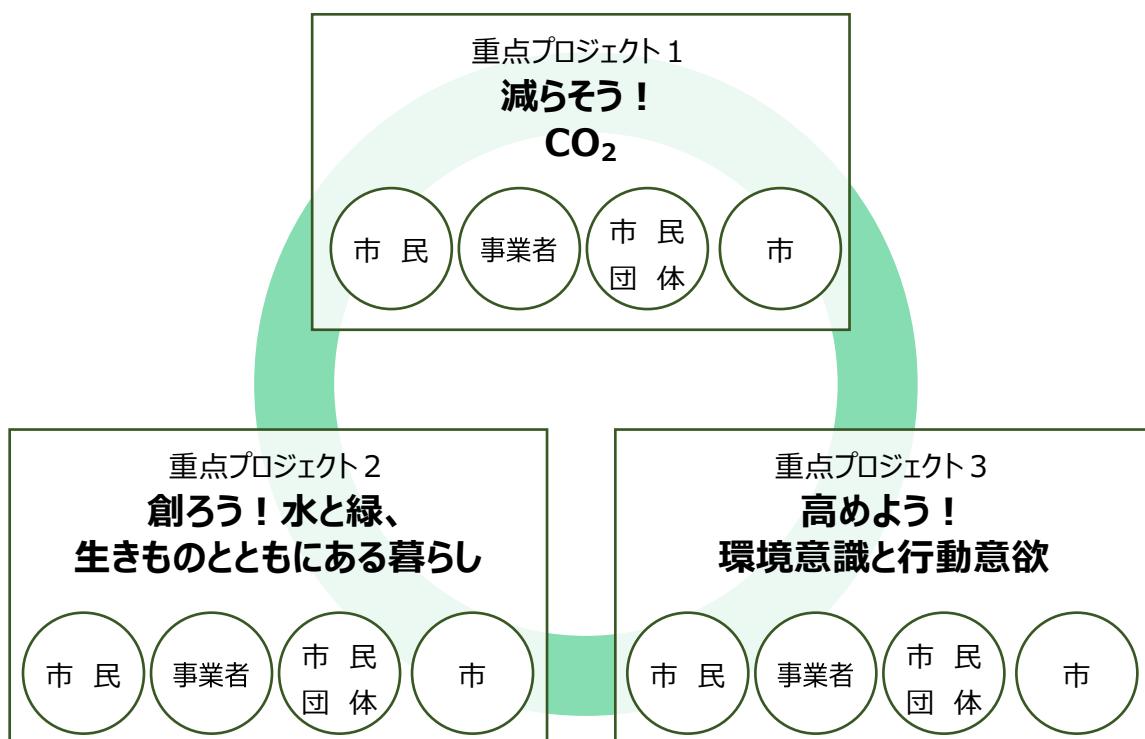
第5章 重点プロジェクト

1 重点プロジェクトの位置づけ

本市が目指す環境像を実現するため、第3章の基本方針と第4章の施策に基づいた取組を進めるなかで、本計画の取組の実効性を高めるため、5つの基本方針の中でも優先的に進める必要がある取組を抽出し、重点プロジェクトとして設定します。

環境の改善には、市民・事業者・市民団体・市など、様々な主体がそれぞれの立場で取組を進める必要があることから、その基盤となる重点プロジェクトを多様な主体が協働して取り組みます。

以下のイメージは、3つの重点プロジェクトに「**多様な主体が協働で取り組む**」ことで、各プロジェクトの取組が進展するとともに、一つの重点プロジェクトの成果が刺激となって他の重点プロジェクトに波及し合う好循環の流れを産み、結果として市の環境が一体的に改善することをイメージしたものです。



2 重点プロジェクト

重点プロジェクト1 減らそう！CO₂

温室効果ガスのうち、大半を占める二酸化炭素の削減効果は普段の生活で意識されにくいものですが、平均気温の上昇抑制など、長期的にその影響が表れます。

地球温暖化を防止するためには、日常生活や事業活動の中で取組を進める必要があり、これまで様々な取組が行われてきました。

今後は、市民や事業者による対策の拡大に向けて、より踏み込んだ取組が必要になっています。

そのため、重点プロジェクト1では、基本方針Iで示す「地球温暖化・エネルギー対策の推進」に市民・事業者・市民団体・市が一体となって取り組み、脱炭素社会の構築に向けて加速します。

【重点プロジェクト1での取組】

- ・市民版環境配慮指針の普及拡大
- ・LED化の推進
- ・ZEV(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車)の導入
- ・公共施設における再生可能エネルギーの最大限の活用
- ・創エネ・蓄エネ機器設置費用の助成

重点プロジェクト2 創ろう！水と緑、生きものとともにある暮らし

小平市の水と緑は、江戸から続く開拓の歴史の中で人の手によって創られたものであり、これまで、長い時間をかけて多様な生きものが根づいてきました。しかしながら、昨今の宅地化の進展に伴い、貴重な自然環境が失われつつあります。

市民アンケートや事業者アンケートの結果から、小平市は「自然環境の良さ」が重視されており、都市化と環境保全の折り合いをきちんと図っていくことが、小平市のこれから住みよさを守っていくためにとても重要です。

そのため、重点プロジェクト2では、基本方針IIIで示す「水と緑と生きものとの共生」に市民・事業者・市民団体・市が一体となって取り組み、豊かな水と緑、生きものとともにある暮らしを将来の世代へと引き継いでいくことを目指します。

【重点プロジェクト2での取組】

- ・自然観察会・講演会等イベントの開催
- ・生きものの調査の実施
- ・小平グリーンロードのみどりの保全・活用
- ・公共施設の緑化の推進
- ・緑のカーテンの推進

重点プロジェクト3 高めよう！環境意識と行動意欲

近年、気候変動の影響や生物多様性の低下など、環境問題は複雑かつ多層的になってきており、一人ひとりの環境問題への向き合い方が問われる時代となっています。

このような中、生活様式や働き方の多様化、日常生活の忙しさなどから環境問題に無関心な人が増えています。一方で、市内で様々な環境活動が行われていながらも、その情報がうまく伝わらず、活動へ参加できないでいる人も多くいます。

そのため、重点プロジェクト3では、基本方針Vで示す「学びと協働の推進」を通じ、市民・事業者・市民団体・市が一体となって取組を進められるよう、環境のことを“みんなが知る”ための情報発信を強化します。

【重点プロジェクト3での取組】

- ・学校での環境教育・学習の充実
- ・多様な環境講座等の開催
- ・市報・ホームページでの環境情報の充実
- ・SNS等を駆使した環境情報の発信

第6章 計画の推進

1 推進体制

本計画が目指す『循環・調和・協働の「わ」を大切に みんなで気持ちよく暮らせるまち こだいら』の実現には、本計画で示した取組を総合的に推進していく必要があります。また、そのためには、市の関係部局や、市民・事業者・市民団体といった多様な主体との連携を深めていくことが重要です。

本計画を推進するため、市が設置し、市民や事業者等が参画する「環境審議会」へ進捗状況を報告し、取組の課題等について意見等を伺い、以後の施策展開に反映します。

本計画の推進にあたり、広域的な課題には、国や東京都、近隣自治体、関係機関と連携・協力し、課題解決を図ります。

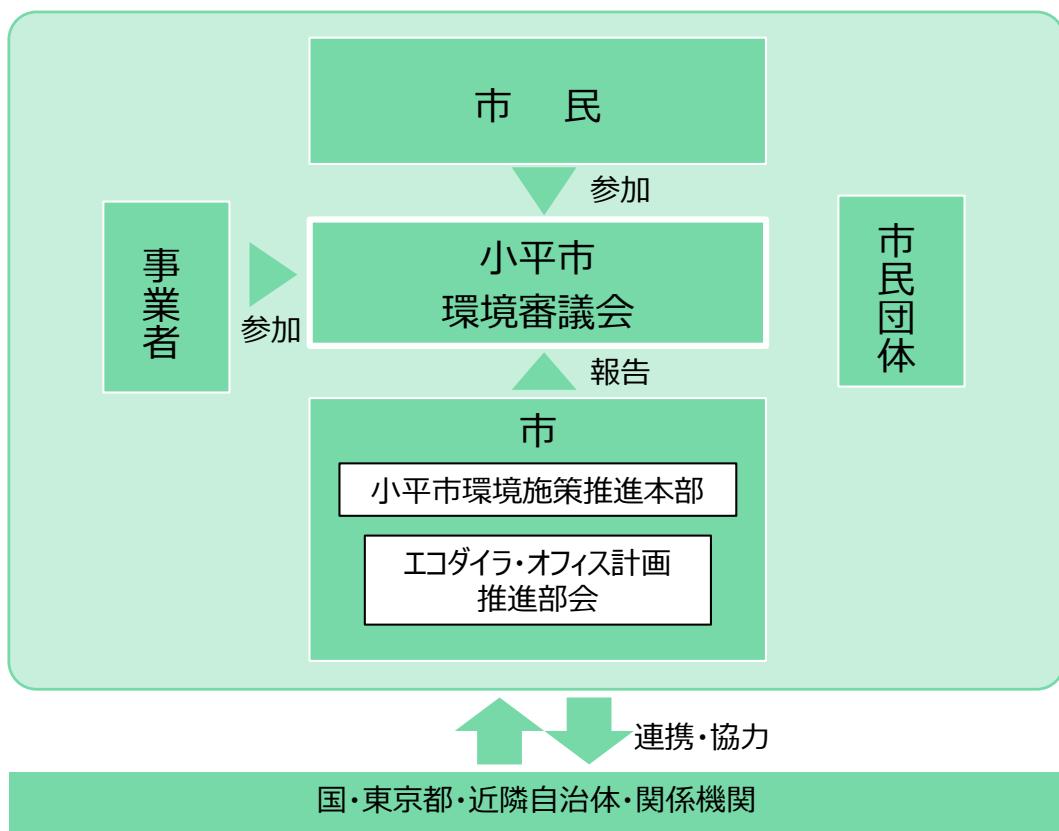


図 6-1 計画の推進体制

表 6-1 計画を推進する主な主体と役割

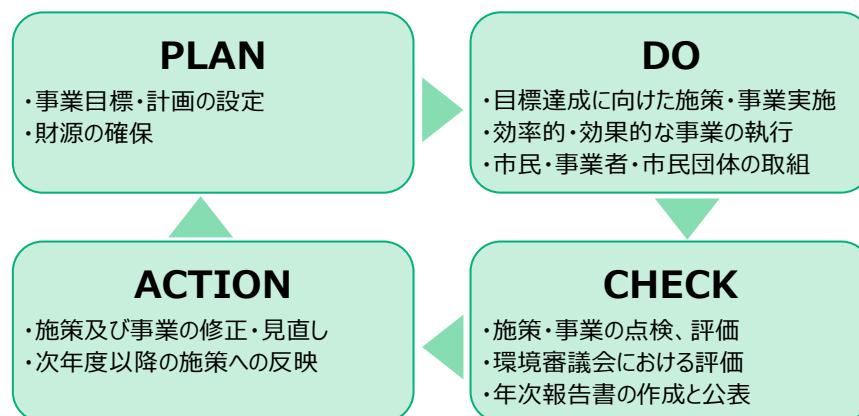
主な主体	役割
市	・市は、本計画の推進主体として、市民や事業者、市民団体等の様々な主体との協働を図り、環境施策の総合的な推進・調整を図ります。
小平市 環境審議会	・小平市環境審議会は、小平市環境基本条例第14条に基づく市長の附属機関であり、環境基本計画及び環境保全等に関する基本的事項に関する調査及び審議を行います。
小平市 環境施策推進本部	・小平市環境施策推進本部は、市の庁内組織で、小平市環境基本条例第8条第2項に基づき、市の環境保全等に関する施策について総合的に推進し、調整を行います。
エコダイラ・オフィス計画 推進部会	・エコダイラ・オフィス計画推進部会は、本計画の「第7章 エコダイラ・オフィス計画」を所掌し、計画の進捗把握及び調整を行います。
市民	・市民は、環境に配慮した生活スタイルを実践し、環境学習・活動へに参加するとともに、市が行う施策や事業に参画します。
事業者	・事業者は、企業活動や社会貢献活動において環境への配慮を取り組むとともに、環境情報を提供し、環境学習や環境活動に参加し、市が行う施策や事業に参画します。
市民団体	・市民団体は、市民や事業者等の様々な主体と協力し、環境に関する活動を継続的に推進するとともに、専門性を活かした提案を行い、環境学習・活動に参加し、市が行う施策や事業に参画します。

2 進行管理

2-1 進行管理手法

環境施策の取組状況や効果に客観性を持たせるため、本計画の点検・評価を年次報告書として作成し、公表します。

また、進捗状況把握の結果や環境審議会等で明らかになった課題等を速やかに事業展開に反映するための仕組み(PDCAサイクル)を進めます。



2-2 計画の見直し

本計画では、目指す環境像の達成に向けて、毎年度作成する年次報告書等を用いて施策の継続的な改善に取り組みますが、計画の途中段階においても、社会情勢の大きな変化等に応じ、適宜計画を見直します。

3 目標(指標)の整理

前述した各基本方針の目標(指標)について一覧にまとめました。

表 6-2 目標(指標)一覧

基本方針	目標	現状値(2019)	目標値(2030)
I 地球温暖化・エネルギー対策の推進(P34~41)	二酸化炭素排出量	522 千t-CO₂(2017)	436 千t-CO₂(2030)
施策 1 省エネルギーの推進	環境家計簿の利用件数	2,503 件	5,000 件
	公共施設におけるLED照明導入率	10.7%	80%
施策 2 エネルギーの有効活用	創エネ・畜エネ機器設置費用の助成件数	2,288 件	4,000 件
施策 3 気候変動への適応	未整備地区における雨水管きょ整備地区数	—	7 地区(2025)
	雨水貯留・浸透施設設置地区数	—	7 地区(2025)
II 循環型社会の形成(P42~47)	市民一人1日あたりごみ総量の抑制	653.8 g/人日	前年度比減(毎年度)
施策 1 廃棄物の発生抑制	燃やすこみに含まれる可燃性資源の抑制	12.8%	10%
施策 2 資源の循環利用	資源物行政回収量の抑制	10,879 t	前年度比減(毎年度)
施策 3 適正処理の維持・向上	—	—	—
III 水と緑と生きものとの共生(P48~54)	みどり率	29.6%(2017)	29.6%
施策 1 生物多様性の理解と配慮行動	自然観察会・講演会・展示会等の開催回数	3 回	5 回(毎年度)
施策 2 みどりと生きものの保全・創出	一人あたり公園・緑地面積	2.77 m ²	2.92 m ²
	農地面積	179 ha	165 ha(2027)
施策 3 みどりと生きものの活用	公共施設における緑のカーテン設置数	71 施設	75 施設(毎年度)
	学校給食における地場産農産物の納入率	小学校 31.4% 中学校 31.7%	各 30%(毎年度)
IV 快適な生活環境の確保(P55~60)	小平市の環境に対する満足度	69.7%	70%
施策 1 大気・水・土壤環境の監視と保全	二酸化窒素濃度の環境基準達成地点の割合	100%	100%
施策 2 身近な住環境問題への対応	飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助件数(TNR活動の活用含む)	466 件	1,000 件
施策 3 まちの環境美化の向上	環境美化活動(クリーン作戦)の参加人数または団体数	11,694 人 188 団体	12,000 人 又は 200 団体
	イエローチョークの配布本数	295 本	300 本(毎年度)
施策 4 環境に優しい交通手段への転換	コミュニティバスの利用者数	224,184 人	255,500 人
	コミュニティタクシーの利用者数(大沼ルート)	26,521 人	各ルート共通目標
	コミュニティタクシーの利用者数(栄町ルート)	25,727 人	
	コミュニティタクシーの利用者数(鈴木町ルート)	22,293 人	
V 学びと協働の推進(P61~64)	環境学習・イベント等への参加人数	18,500 人	19,000 人
施策 1 環境教育・学習の充実	出前授業の実施回数	12 回	12 回(毎年度)
	環境講座の実施回数	49 回	50 回(毎年度)
施策 2 多様な主体との連携・協働	公園等アダプト制度登録団体数	10 団体	20 団体
	環境配慮事業者連絡会参加事業者数	17 事業者	30 事業者
施策 3 普及啓発による環境意識の向上	—	—	—

■目標(指標)設定の考え方

各基本方針の達成状況を図るための目標、及び基本方針に紐づく各施策の進捗を把握するための目標は、各基本方針で示した「2030年に目指す姿」の実現を念頭に、定量的、かつ継続的に把握可能な項目を定めました。

基本方針I 地球温暖化・エネルギー対策の推進

基本方針の目標の考え方 加速する気候変動に適応しつつ、エネルギー資源の効率的な利用等の結果として削減される「二酸化炭素排出量」を把握します。

各施策の目標の考え方 エネルギー消費の抑制状況把握のため、省エネ・創エネ・蓄エネ機器の導入状況を把握するとともに、家庭や事業所における省エネの取組状況を把握します。また、豊かで快適な生活を守るための気候変動の適応策となる雨水対策の進捗を把握します。

基本方針II 循環型社会の形成

基本方針の目標の考え方 有限である資源の効率的な利用により、捨てられる資源を最小化することが最も重要であることから、「ごみ総量」を把握します。

各施策の目標の考え方 資源の再使用・再生利用状況の把握のため、燃やすごみで出されたごみのうち活用可能な資源の削減状況を把握し、また、資源物行政回収量の削減状況を把握します。

基本方針III 水と緑と生きものとの共生

基本方針の目標の考え方 豊かなみどりを保全・創出することで、人と多様な生きものの暮らしが成り立つため、「みどり率」を把握します。

各施策の目標の考え方 みどりの保全・創出状況を把握するため、公園・緑地の整備状況や、緑のカーテンの設置状況を把握するとともに、みどりとしての役割をもつ農地の状況を把握します。また、人と多様な生きものが暮らす豊かなまちの形成状況を把握するため、地のものを食べ、自然の豊かさを知る機会確保の観点に着目し、学校給食における地場産農産物の利用状況や、自然観察会や講演会等の開催状況を把握します。

基本方針IV 快適な生活環境の確保

基本方針の目標の考え方 健康で安全、快適な暮らしの基準は、市民一人ひとりの感じ方によることが大きいため、「小平市の環境に対する満足度」を把握します。

各施策の目標の考え方 生活や健康リスクに関わる大気汚染の低減状況を把握するとともに、まちの住環境・環境美化に関する取組状況を把握します。また、排気ガスの排出量削減に資する自動車から公共交通への転換状況を把握するため、コミュニティバス・コミュニティタクシーの利用状況を把握します。

基本方針V 学びと協働の推進

基本方針の目標の考え方 環境に対する意識を育てる第一歩は環境学習やイベント等を通じた学びであることから、「環境学習やイベント等の参加人数」を把握します。

各施策の目標の考え方 環境に関する関連情報の活用に向けて、情報を学ぶための基礎となる出前授業や環境講座の実施状況を把握するとともに、学びの実践となる多様な主体との連携・協働について、公園等アダプト制度や環境配慮事業者連絡会の参加状況を把握します。

4 持続可能な開発目標(SDGs)との関連性

平成27(2015)年9月の国際連合総会において、「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」が採択されました。

SDGsは、地球規模の私たちの良き将来を実現するための17の目標と169のターゲットで構成されています。SDGsが示す目標やターゲットには、環境分野の課題解決が含まれることから、計画に基づく本市の取組は、SDGsの目標達成にも寄与することになります。

国内外の先進企業では、SDGsに示された社会課題を企業のビジネスチャンスとして捉え、経営戦略に組み込もうとする動きも始まっています。



図 6-2 SDGs の 17 のゴール

資料：国際連合広報センター ホームページ

SDGs の 5 つの特徴

普遍性	先進国を含め、全ての国が行動
包摂性	人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」
参画型	全てのステークホルダーが役割を
統合性	社会・経済・環境に統合的に取り組む
透明性	定期的にフォローアップ

図 6-3 SDGs の特徴

資料：「持続可能な開発目標(SDGs)」について(外務省, 2019)

表 6-3 各施策とSDGsのゴールの関係

各施策と SDGsの ゴールの関係	基本方針 I			基本方針 II			基本方針 III			基本方針 IV			基本方針 V			
	①省エネエネルギーの推進	②工ネルギーの有効活用	③気候変動への適応	①廃棄物の発生抑制	②資源の循環利用	③適正処理の維持・向上	①生物多様性の理解と配慮行動	②みどりと生きもの保全・創出	③みどりと生きものの活用	①大気・水・土壤環境等の監視と保全	②身近な住環境問題への対応	③まちの環境美化の向上	④環境にやさしい交通手段への転換	①環境教育・学習の充実	②多様な主体との連携・協働	③普及啓発による環境意識の向上
1 貧困をなくそう																
2 飢餓をゼロに					○			○	○	○						
3 すべての人に 健康と福祉を			○								○	○	○	○		
4 質の高い教育を みんなに								○						○		
5 ジェンダー平等を 実現しよう																
6 安全な水とトイレ を世界中に									○		○					
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	○	○														
8 働きがいも 経済成長も																
9 産業と技術革新の 基盤を作ろう	○	○		○	○	○										
10 人や国の不平等 をなくそう																
11 住み続けられる まちづくりを	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			
12 つくる責任 つかう責任	○	○		○	○			○	○	○			○	○		
13 気候変動に 具体的な対策を	○	○	○	○	○			○					○	○		
14 海の豊かさを 守ろう					○											
15 陸の豊かさも 守ろう								○	○	○						
16 平和と公正を すべての人に																
17 パートナーシップで 目標を達成しよう														○		

第7章

市が実施する事業者としての取組【エコダイラ・オフィス計画】

市は、地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進を図るため、平成14(2002)年度にエコダイラ・オフィス計画、平成21(2009)年度に第二次エコダイラ・オフィス計画(以下、「前計画」という。)を策定し、温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。近年、環境問題を取り巻く社会情勢は大きく変化し、事業者の社会的責任(CSR)として脱炭素に取り組む等、環境配慮経営によって企業責任を果たす事業者が増加しています。国の「地球温暖化対策計画」の策定を受け、民生業務部門に属する自治体の事務・事業についても、一層の温室効果ガス排出量削減への取組や新たな対応が求められています。

本章は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づいて策定が義務とされている、地方公共団体が実施する事務・事業によって排出される温室効果ガスの削減等に関する計画「地方公共団体実行計画(事務事業編)」に相当する「**エコダイラ・オフィス計画**」として位置付けます。

1 現状

前計画では、市の事務・事業から発生する二酸化炭素排出量について、平成17(2005)年度を基準として、平成24(2012)年度までに6%削減、令和2(2020)年度までに25%削減する目標を掲げました。38か所の公共施設へ太陽光発電システムを導入することで、自然エネルギーによる電力確保とエネルギーの地産地消の推進に努めてきたほか、東日本大震災以降、小平市節電対策基本方針に基づき、ソフト対策(照明の間引きや一斉消灯等)や職員の節電努力により中間目標は達成しました。しかし、行政需要の拡大や気候変動による夏の暑さの厳しさが増したことで最終目標の達成は厳しいものとなりました。

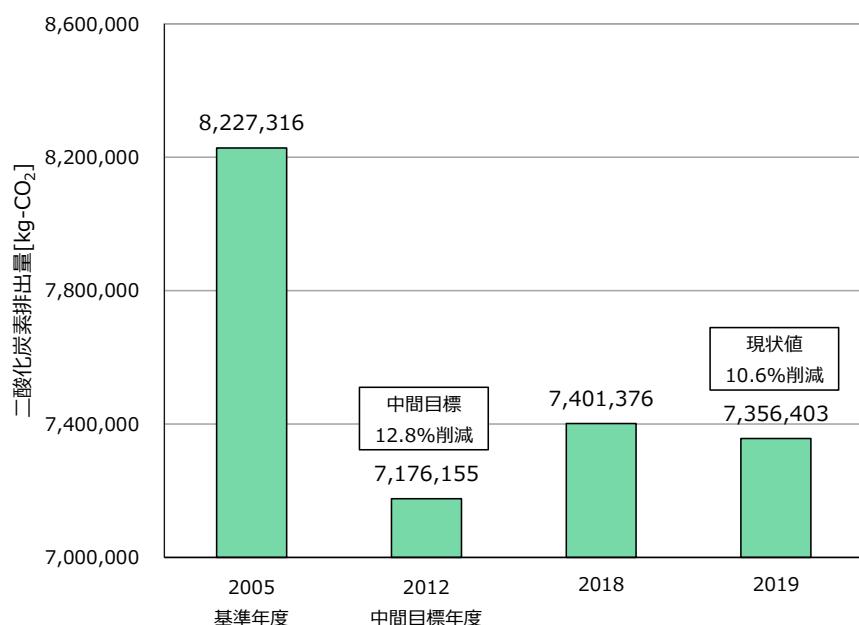


図 7-1 前計画の実績

表 7-1 前計画における各取組と数値目標の状況

項目	目標	基準年度(2005)	現状値(2019) および増減率	目標達成状況
電気 使用量	使用量を抑制する	15,030,388 kWh	13,251,051 kWh (△11.8%)	○
都市ガス 使用量		637,820 m ³	783,903 m ³ (22.9%)	×
プロパンガス 使用量		69,711 m ³	15,055 m ³ (△78.4%)	○
水道 使用量	平成 24 年度までに 361,000 m ³ 令和 2 年度まで維持する	384,985 m ³	335,347 m ³ (△12.9%)	○
ガソリン 使用量	平成 24 年度までに 30%削減 令和 2 年度までに 50%削減	76,256 L	26,647 L (△65.1%)	○
軽油 使用量		4,215 L	2,842 L (△32.6%)	×
廃棄物の 排出量	平成 24 年度までに 1%削減 令和 2 年度まで維持	486,626 kg	524,727 kg (7.8%)	×
資源化率	平成 24 年度までに 35% 令和 2 年度まで維持	29.7%	37.5% (7.8 ポイント増)	○
用紙 購入量	平成 24 年度までに 1,400 万枚 令和 2 年度まで維持	12,174,835 枚	14,048,803 枚 (15.4%)	×

2 課題

引き続き、職員一人ひとりが省エネ行動に努めますが、夏の暑さは年々厳しさが増し、健康面や業務効率の視点から柔軟に対応していかなければなりません。職員の節電努力によるエネルギー使用量の削減だけでは削減目標の達成が厳しいことから、並行して高効率で消費電力の低い機器の導入・改修や購入する電気の排出係数の低減化を進めることができます。

3 対象期間

国の地球温暖化対策計画、市の第三次環境基本計画の目標に準拠し、令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度までの 10 年間とし、基準年度を平成 25(2013)年度、中間目標年度を令和 7(2025)年度、最終目標年度を令和 12(2030)年度とします。なお、環境や社会情勢の変化、計画の実施・進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 対象範囲

市が行うすべての事務・事業とし、庁用車や外部施設も含みます。なお、これらの対象施設は、施設の統廃合や組織改正等を踏まえ、計画の進行管理の中で必要に応じて見直します。

算定の対象となる温室効果ガスは7種類ありますが、市が排出する温室効果ガスのうち、二酸化炭素が99.9%以上を占めるため、温室効果ガス＝二酸化炭素とします。

5 成果指標

指標1

市の事務・事業に伴う二酸化炭素排出量について、基準年度比で中間目標年度までに25%削減、最終目標年度までに40%削減します。

指標2

全職員が環境への影響を自覚し、「指標1」を担う環境配慮行動に取り組みます。

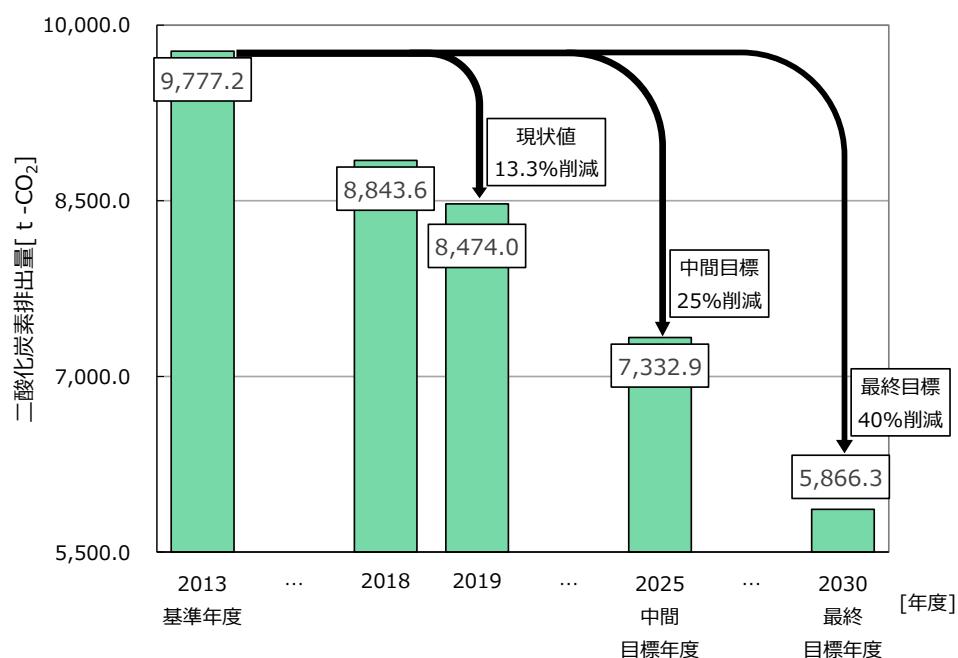


図 7-2 二酸化炭素排出量の推移と目標値

排出係数を前計画から変更したことから、前計画の二酸化炭素排出量から変更が生じています。

毎年度各公共施設や庁用車から排出される二酸化炭素を算出し、排出状況を公表します。また、二酸化炭素排出量に関する環境配慮行動の成果も公表します。

計画期間中に施設が統廃合、新設された場合は、施設名称は残したまま排出量を合算する等、その都度対応し、全施設が一丸となって目標値の達成を目指します。

表 7-2 施設ごとの二酸化炭素排出量と目標値(t-CO₂)

施設名称等	基準年度(2013)	現状値(2019)	中間目標(2025)	最終目標(2030)
庁舎	763.6	587.2		
地域センター	461.6	317.9		
小平元気村おがわ東	117.1	93.3		
市民文化会館	1,089.8	926.6		
保育園	381.7	326.4		
健康福祉事務センター	60.5	49.4		
福祉会館	300.8	270.9		
健康センター	134.1	89.2		
リサイクルセンター※1	46.2	131.6		
ふれあい下水道館	79.5	60.0		
小学校	2,433.6	2,312.9		
中学校	1,002.0	832.0		
学校給食センター	432.0	442.8		
市民総合体育館	593.8	546.9		
公民館	306.4	255.8		
図書館	671.3	556.7		
その他施設※2	818.0	605.1		
庁用車	ガソリン	74.7	61.8	
	軽油	10.6	7.3	
合計	9,777.2	8,474.0	7,332.9	5,866.3

※1 リサイクルセンター…平成30(2018)年度で旧施設が廃止され、令和元年度から新施設が稼動

※2 その他施設…消防団分団、小平ふるさと村、平櫛田中彫刻美術館、鈴木遺跡資料館、市民プール、テニスコート、グラウンド、子どもキャンプ場、学童クラブ、ほのぼの館、さわやか館、たいよう福祉センター、あおぞら福祉センター、公園、建設事業所、公衆トイレ、自転車駐車場等

6 取組

二酸化炭素排出量削減に向けた環境配慮行動を7項目に分類し、具体的取組を位置付けます。なお、環境問題を取り巻く社会情勢の変化に伴い、7項目に属さない新たな有効な取組が生じた際は、柔軟に対応します。

■項目1 省エネルギーの推進

電気・燃料等のエネルギー使用量の抑制は、二酸化炭素排出量の削減に直結します。水道使用量は、市の二酸化炭素排出量の算出に影響はありませんが、有効利用を図ることは浄水処理や排水処理等を行う上下水施設等のエネルギー使用量の削減に寄与します。

施設設備の運用改善やLED照明の導入等、これまでの取組の継続により引き続き省エネルギーの推進を図り、エネルギー、水道使用量を抑制することを目指します。

【具体的な取組】 【関連項目】

- ・クールビズ・ウォームビズを推奨します。
- ・室温を設定(冷房 28℃、暖房 19℃)し、空調設備の適切な運転管理に努めますが、不快指数や施設利用者への影響等を考慮し、状況に応じてより柔軟に対応します。
- ・空調を稼働する時期は、使用前に空調室外機のフィンコイル、フィルターの清掃を行います。
- ・ボイラー設備や給湯設備については、運転時間の調整や温度管理など、適切に運転管理を行います。
- ・照明は、終日必要最低限の点灯に努めるとともに、LED 照明などの高効率照明機器に更新します。
- ・PC やプリンター等の OA 機器は省エネモードを活用し、使用しない時は電源を切るなど不必要的電力使用を解消します。
- ・3up、4downまでのフロア間移動の際は原則階段を利用します。
- ・節水を励行し、水道の使用量の削減に努めます。
- ・毎月エネルギー、水道使用量等の把握および管理を行い、漏電や漏水の早期発見や運用改善に努めます。
- ・AI や ICT、IoTなどを活用した職場環境の整備や働き方の多様化の推進により、環境負荷の低減に努めます。
- ・環境省の L2-Tech 水準を達成した機器等、エネルギー効率の高い機器の導入・改修に努めます。

重点取組 1 LED 照明導入率 80%

平成 30(2018)年度に実施した「小平市カーボン・マネジメント強化事業」により、公共施設の照明器具の LED 化は二酸化炭素排出量の削減効果が大きいことがわかりました。公共施設の令和元(2019)年度末 LED 進捗率は 10.7% であり、既存照明を全て LED 化すると 2,714 t-CO₂ の削減効果(基準年度から-27.8%分)があると試算され、指標 1 の達成に大きく貢献します。

国際条約の水俣条約によって、令和 2(2020)年 12 月 31 日以降は一定以上の水銀含有量を有する特定水銀使用製品の製造、輸出入が禁止になることを踏まえ、各メーカーは蛍光灯器具の生産を順次終了しており、交換時は、価格高騰等のリスクが生じるため、早めの LED 照明への入れ替えが必要です。

■項目 2 エネルギーの有効活用

太陽光発電はエネルギー消費量の削減に、環境に配慮した電力調達は排出係数の低い電気の利用につながり、二酸化炭素排出量の削減が図られます。エネルギー消費量を抑制するだけでなく、小平市の平らな地形を生かした環境に負荷を与えないエネルギーを利用することで、必要なエネルギー量の補完を目指します。

市が自ら創出した再生可能エネルギーについては、無駄なく効果的に活用するため、省エネ・創エネの視点に新たに蓄エネの視点を加え、エネルギーの最大限の活用を図ります。

【具体的な取組】 【関連項目】

- ・より一層、太陽光などの再生可能エネルギーの利用・導入を推進します。
- ・環境に配慮した電力の調達に努めます。
- ・各施設のエネルギー使用量の前年比等の公表により「見える化」を図り、エネルギーの効果的な使用に努めます。【項目1】
- ・公共施設の休館日における太陽光発電の余剰電力分の活用方法を検討します。
- ・雨水を貯留し、草木への水やり、トイレの洗浄、打ち水などに活用します。【項目1】
- ・非常時の再生可能エネルギーの活用方法の啓発を図ります。【項目7】

重点取組2 エネルギー使用量の「見える化」

エネルギー集計・管理システムを導入することで各施設の使用量の把握が容易になったため、四半期ごとに使用量の前年比等を公表し、「見える化」を図ります。

異常値の発生有無や各施設で取り組む省エネ対策の結果を短いスパンで認識することで、各施設のエネルギー使用量削減に向けた推進スピードを加速させます。

特に電気の使用に伴う二酸化炭素排出量は、市が排出する二酸化炭素排出量の約8割を占めるため、電気に関する省エネ情報や電力排出係数による変動等を啓発します。

■項目3 環境に配慮した公共施設の整備

これまで環境配慮型建材及び再生材料を積極的に使用し、建築廃棄物を適正に処理してきました。

今後公共施設の老朽化による更新等が順次行われることを踏まえ、環境配慮型工事の実施やエコマテリアルの使用促進等、公共施設の計画、運用、廃棄までに至るライフサイクルを通じて長寿命、適正使用・適正処理、省エネルギー・省資源、周辺環境保全に配慮し、環境負荷低減に取り組みます。また、国や東京都等が定めた方針、基準に則して公共施設の整備を行います。

【具体的な取組】 【関連項目】

- ・断熱性の向上及びエネルギー効率の高い空調設備の導入のほか、内装の木質化などによるエネルギー使用量の削減に努めます。【項目1・項目2】
- ・雨水利用設備や植栽を施すなど、雨水の有効利用による水循環の再生と緑の創出に努めます。【項目1・項目2】
- ・フロンや代替フロン、アスベスト等の適正回収・処理に努めた修繕・解体を行います。
- ・屋上・ベランダ・壁面に緑を配置するなど緑化を推進します。【項目1】

■項目4 環境に配慮した自動車の利用

令和元(2019)年度実施状況では、前計画の基準年度である平成17(2005)年度比で、ガソリンの使用に伴う二酸化炭素排出量を65.1%削減し、目標を達成しました。軽油においては、目標に届かないものの32.6%削減しました。これは、府用車の低公害車への買い替えが進んだことやノーカーデーの実施の成果と言えます。

今後は、庁用車の買い替え時は ZEV(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車)の選定を推奨します。また、引き続きノーカーデーの実施やエコドライブの周知を通して燃料使用量の抑制を図ります。

【具体的な取組】 【関連項目】

- ・庁用車の新たな購入、リース等については、ZEV の導入を進め、排気量や積載量を必要最小限とともに、非常時の活用方法を検討します。【項目 2】
- ・庁用車の使用については、エコドライブの推進、ノーカーデーの徹底に努めます。【項目 1】
- ・移動が伴う業務では、庁用車利用の必要性を十分に考慮するとともに、自転車や公共交通機関を積極的に活用します。【項目 1】
- ・庁用車の空調は適正な利用に努めます。【項目 1】
- ・走行量、燃料使用量の把握・管理を行います。

■項目 5 廃棄物の減量

廃棄物の減量は、廃棄物の発生・処理に伴い生ずる二酸化炭素の削減につながります。

令和元(2019)年度実施状況では、前計画の基準年度である平成 17(2005)年度比で廃棄物の排出量が 7.8%増加と、目標の達成には至りませんでしたが、資源化率は 37.5%と目標を達成しました。用紙購入量については、目標である 1,400 万枚以下をわずかに達成できませんでした。

「小平市一般廃棄物処理基本計画(改訂)」に基づき、3R(リデュース、リユース、リサイクル)に努め、廃棄物排出量は毎年度、前年度比減とします。用紙購入量については、過去 10 年間の実績を鑑み、最終目標年度までに 1,200 万枚以下を目指します。

【具体的な取組】 【関連項目】

- ・再生利用や長期利用が可能な製品を購入・使用し、使い捨て製品の購入・使用を抑制します。
- ・使用可能な備品類等は、リユースシステムを活用し、他課での有効使用を図ります。
- ・資源とごみの分別を徹底し、特に紙類の資源化を推進します。
- ・マイ箸、マイバッグ、ふろしきを活用します。
- ・電子決裁や電子資料での会議、印刷前の原稿チェック、両面印刷、2 in 1 印刷、裏面再利用の徹底等により紙使用量の削減に努めます。【項目 1】
- ・外部から持ち込んだ雑誌や食品のごみ(容器、包装紙) 等は持ち帰ります。
- ・会議の目的によって資料の閲覧方法を見直します。

重点取組3 ペーパーレス化の推進(紙使用量の削減)

限りある資源を有効に活用するとともに、用紙・印刷コストの削減及び勤務時間の有効活用や生産性向上のため、ペーパーレス化を図ります。

ICT技術を活用することや、会議の目的によって資料の閲覧方法を見直すことは、紙の使用量の削減や業務効率等の改善につながります。

近年、古紙需給環境の変化に伴い、印刷用紙を中心に価格の高騰が起これり、入手困難な状況です。印刷を必要とする場合でも、重複資料作成の抑制、適正部数の印刷を遵守します。

■項目6 グリーン調達の推進(環境に配慮した製品の利用促進)

物品やサービスを購入する際、環境負荷の小さいものを選択することをグリーン調達といいます。限りある資源を有効活用することは、森林資源の保全、製造時のエネルギー削減等、地球の環境保全に重要です。令和元(2019)年度実施状況では、グリーン調達に取り組む職員が78%と年々その割合が高まっており、引き続き、グリーン調達指針に従い、環境に配慮した物品の調達を行います。

また、地球に配慮した製品やサービス、行動など、快適な暮らしにもつながるあらゆる「賢い選択」を促す「COOL CHOICE」に取り組みます。

【具体的な取組】 【関連項目】

- ・物品の購入前に代替手段があるかどうか検討し、環境負荷の少ない製品を必要数選択します。【項目5】
- ・従来通り購入する製品については、価格や品質に加え、環境負荷低減の視点を加え再検討します。
- ・国内の需給環境を踏まえ、可能な限り特定調達物品の調達に努めます。

■項目7 環境に配慮する意識の高い職員の養成

環境配慮に向けた取組のルールを定めても、その取組が実践されなければ意味がありません。実際に行動を起こすのは職員であることから、環境に配慮する意識の高い職員の養成は重要な取組です。

令和元(2019)年度実施状況では、環境に配慮した行動を積極的に行っている職員は63%ですが、その割合は年々高まっています。引き続き、職員向けの研修や情報提供をおおして環境配慮に接する機会を創出していくます。

【具体的な取組】 【関連項目】

- ・職員に対して、研修の実施やニュース等の発行により、二酸化炭素排出量削減に向けた有効な知識等に係る教育・啓発を図ります。
- ・施設管理者に対して、二酸化炭素排出量削減に向けた運用方法の啓発を図ります。
- ・二酸化炭素排出量を大幅に削減した施設や施設担当課を評価し、公表します。

7 推進体制及び進行管理

取組の進行管理については、環境基本計画の一部として第6章2 進行管理のとおり行います。



コラム 市内事業者の取組



市内では、多くの事業者が環境に配慮した取組を積極的に行ってています。

ここでは、事業者が行う環境に配慮した取組のうち、環境配慮事業者連絡会（市内事業者が参画する環境保全活動の情報共有の場）や事業者アンケートを通じて市が把握した取組を一部紹介します。

※本計画の施策体系に沿って掲載(P.33)



環境配慮事業者連絡会の開催状況

■数値目標・取組目標を設定した例

基本方針Ⅰ 地球温暖化・エネルギー対策の推進

- 二酸化炭素排出量を5年間で15%削減
- 東京都の地球温暖化対策の基準の達成

基本方針Ⅱ 循環型社会の形成

- 事業所から出される廃棄物を前年度比で1%削減

その他の

- 環境経営（環境保全の取組で企業価値の向上を図ること）に必要な組織運営の整備

■取組内容の例

基本方針Ⅰ 地球温暖化・エネルギー対策の推進

- 省エネ機器(空調機やLED照明等)の導入・更新
[①省エネルギーの推進]
- 太陽光発電設備・蓄電池の設置 [②エネルギーの有効活用]
- クールビズの励行 [③気候変動への適応]



事業所に設置された太陽光発電

基本方針Ⅱ 循環型社会の形成

- 食品ロス削減の推進 [②資源の循環利用(リユース・リサイクル)]

基本方針Ⅲ 水と緑と生きものとの共生

- 鳥の巣箱の設置・交換 [②みどりと生きものの保全・創出]
- 屋上庭園の開放 [③みどりと生きものの活用]

基本方針Ⅳ 快適な生活環境の確保

- 地域の清掃活動への参加 [③まちの環境美化の向上]
- エコドライブの推進 [④環境に優しい交通手段への転換]

基本方針Ⅴ 学びと協働の推進

- 他事業者との連携 [②多様な主体との連携・協働]